

平成30年5月22日
13:30～ 議会運営委員会議室

第8回議会改革協議会 次第

- 1 第7回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 議会活動の広報強化について
- 3 第9回協議会について
- 4 その他

第7回 議会改革協議会 会議要旨

開催日：平成30年3月23日（金曜日）

会場：議会運営委員会室

出席者：戸町座長、田中議員（自由民主党）
成重議員、松岡議員（公明党）
森議員、奥村議員（ハートフル北九州）
荒川議員、大石議員（日本共産党）

議題：

- 1 第6回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 議会活動の広報強化について
- 3 第8回協議会について
- 4 その他

主な意見など

1 第6回議会改革協議会の協議結果について（確認）

【事務局説明】

※資料1のとおり、第6回議会改革協議会の協議結果を取りまとめ、市議会ホームページに掲載したことを報告。

【座長】

・ただ今の説明について、ご確認いただけるか。（全員了承）

2 議会活動の広報強化について

(1) 議会活動の公開

○ ケーブルテレビ・ネット中継の拡大

【座長】

- ・前回までの各会派の意見は、
中継を拡大せず、現状のままでよいのではないか（自由民主党）、
コスト面や運営方法の課題を議論すべきではないか（公明党）、
インターネット放送から始めてはどうか（ハートフル北九州）、
予算決算特別委員会の審査を含めて放送してはどうか、また、討論の時間制限は議論していくが、発言内容は常識的なスタンスで臨んでいる（日本共産党）、
というものだった。
- ・その後、会派に持ち帰り、検討されたと思うので、発表してほしい。

※以下、意見発表

【自由民主党】

- ・「現状のままでよい」の意見を改め、「定例会の本会議をインターネット中継する」ことで意見がまとまった。
- ・討論時間や発言内容については制限を設けた方がよく、それについては議会運営委員会で決めた方がよいという意見となった。

【公明党】

- ・インターネット中継することから始め、運営面の課題である討論時間や発言内容については制限や規制などを設けてはどうかと考える。

【ハートフル北九州】

- ・定例会全てのインターネット中継を始めることでよい。

【日本共産党】

- ・全ての中継が望ましいが、公開で一步前進することが大事だと思うので、「本会議をインターネット中継する」ことに同意したい。
- ・討論時間について、一定の枠を設けるなどの具体的な議論はしていきたい。発言内容について、常識的な範囲内で整理することはやぶさかでない。

【座長】

- ・これまでの意見交換で、「定例会の本会議をインターネット中継すること」と「討論の時間制限や発言内容の規制を設けること」については、各会派の合意を得た。
- ・ケーブルテレビ・ネット中継の拡大については、「討論の時間制限や発言内容の規制の条件が整い次第、定例会の本会議（議長選挙の日、常任委員会委員の選任の日を含む）をインターネット中継すること」と結論付け、「討論の時間制限や発言内容の規制を設ける方向で、議会運営委員会において、具体的に協議を行っていただきたい」としてよいか。（全員了承）
- ・代表者会議に報告する報告書を事務局に取りまとめさせるので、次回確認をお願いしたい。

【日本共産党】

- ・今後、機会があれば、予算・決算特別委員会や臨時議会の中継についても、検討の材料にしていただきたい。

（２）議会活動の公開

○ 議会報告会

【座長】

- ・これまでの議論の経過や、各会派の意見を踏まえて、「（仮称）市民を語る会について」（資料２）と「今後の議会報告会のあり方について」（資料３）を考えてみた。
- ・各会派の意見を聞きたい。

※以下、意見交換

【公明党】

- ・市民と語る会について、会派内で「平成 26 年の議会報告会の見直し時に、常任委員会の所管事務調査などの報告会を将来的に常任委員会ごとに実施するという提案がされていたが、実施されていない。この点について再度確認して、常任委員会の活性化についても議論すべき。」との意見があった。市民を語る会については、もう少し議論すべきではないか。
- ・議会報告会のあり方については、概ね了解している。

【座長】

(公明党の意見に対して)

- ・平成 26 年の議会報告会見直し時の記録を、事務局より各会派に配布してほしい。
- ・常任委員会ごとに所管事務調査の内容を報告することについても、市民と語る会と並行して議論していきたい。
- ・年 1 回報告できるだけのパリウムを持った所管事務調査ができているか、委員長、副委員長の了承をもらえるかなどの課題がある。会派に持ち帰って、議論いただきたい。

【座長】

- ・本日出された意見を踏まえ、次回は開催スケジュールを含めた運営要領や今後の議会報告会について引き続き議論したい。

○ 市議会だよりについて

【座長】

- ・「市議会だより」については、これまで「会派名を掲載すること」と「編集委員会を設置すること」について意見の一致をみている。
- ・前回の議論を踏まえ、「編集委員会の設置について」（資料 4）を作成したので、事務局に説明させる。

【事務局説明】

※資料 4 について説明。

【座長】

- ・編集委員会の設置案については、資料 4 のとおりでよいか。（全員了承）
- ・代表者会議への報告書案の作成を事務局に指示したいと思うが、よいか。（全員了承）

3 第 8 回協議会について

【座長】

- ・第 8 回協議会の開催日程は、事務局に調整させ、決まり次第連絡する。

協議結果（案）

議会活動の広報強化

（１）議会活動の公開

（ケーブルテレビ・ネット中継の拡大）

市議会中継の拡大については、インターネット中継に限り、現状の「全定例会の本会議のうち、市長提案理由説明及び質疑・質問が行われる日」から、「全定例会の全ての本会議が行われる日」に拡大するものとする。

ただし、議論の過程において、討論のルール化（持ち時間制の導入など）が必要であるとの意見があったことから、その問題についての協議を議会運営委員会に委ねることとし、中継拡大の時期は、その協議が調った後とする。

「(仮称) 市民と語る会」実施概要 (試行事業)

1 趣旨

市民との協働による開かれた議会の実現のため、北九州市議会基本条例第12条に基づき「(仮称) 市民と語る会」を試行実施する。

試行した結果については、その効果や問題点を把握し評価するとともに、平成31年度からの本実施に向けた協議を行うものとする。

2 実施体制

○ 試行事業の実施に当たっては、3「運営会議の役割」にあるよう、協議内容が多岐にわたるとともに開催までの時間が短いことから、議会改革協議会委員による運営会議を設置し、実施に関する協議及び運営を担うものとする。

※ 委員4人による運営会議を設置し、実施に関する協議を行う。

※ 運営会議に出席しない4人は、「(仮称) 市民と語る会」のパネラーとして参加する。

○ 平成31年度以降は、所属議員が5人以上の会派につき各2人を選出して運営会議を設置する形を基本とし、事業実施後には検証結果に基づいて事業内容の見直しを行うものとする。

○ 少数会派の参加については、今後検討していく。

○ 運営会議の庶務は、議会事務局において行う。

3 運営会議の役割

運営会議は、開催日程、テーマ、開催会場、参加対象者、広報等の実施細目について協議し、代表者会議の了承を得て、「(仮称) 市民と語る会」を開催する。

4 実施時期

平成30年11月 (試行実施)

今後の議会報告会のあり方について

議会報告会を開催する要件

市政の重要なテーマについて、議会で審議が行われたときなどに、必要に応じて開催する。

- ◆ 論点1 誰が議会報告会の開催を発議し、誰がその必要性を認定するのか。

【座長案】

議長が議会報告会の開催を発議し、開催する旨を代表者会議で報告する。

- ◆ 論点2 議会報告会の開催内容はどのようなのか。
- ◆ 論点3 議会報告会は、誰が運営し開催するのか。

【座長案】

議長が議会報告会運営会議を設置し、開催内容は運営会議で協議の上、決定し、開催する。

協議結果（案）

3 議会活動の広報強化

（2）議会広報のあり方

イ 市議会だより

掲載する質問には、質問議員の会派名を記載する。

また、編集及び発行に関して協議又は調整を行うため、別紙のとおり「北九州市議会だより編集委員会」を設置する。

北九州市議会だより編集委員会の設置について

1 設置の目的

北九州市議会だよりの編集及び発行に関して協議又は調整を行うため、北九州市議会だより編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 組織

委員会は、所属議員が5人以上の会派から1人ずつ選出した委員をもって組織し、委員の互選による委員長及び副委員長1人を置く。

3 委員の任期

委員の任期は2年とする。ただし、後任の委員が選任されるまでは引き続き在任する。

4 会議の招集

委員長は必要と認めるときに会議を招集し会議を主宰する。なお、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

5 その他

委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。